

食安輸発第0129004号
平成21年1月29日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

米国産ピーナッツ製品の取扱いについて

米国におけるピーナッツバター等を原因とするサルモネラ症 (**S.Typhimurium**) の広域発生事例については、関係政府機関の情報に基づき、本年1月19日付け食安輸発第0119001号により通知し、ピーナッツバター等を含む米国産食品の輸入者に対し、本件との関連の有無を確認の上、報告を求めるよう指示しているところです。

今般、当該製造者による回収対象が下記のとおり拡大されたことから、米国からピーナッツ製品及びこれを原材料に含む食品の輸入届出がなされた場合は、輸入者に対し、製品又は原材料が下記に示す製品に該当するか否かを確認するよう指示し、該当する場合は当該製品の積戻し等を指導願います。

また、該当する場合であっても、加熱加工等により安全性に問題がない可能性がある場合には、個別に当職あて照会願います。

併せて、平成19年1月以降に米国から輸入され、原材料にピーナッツ製品を含むことが確認された別紙の製品について、至急別添様式により、輸入者に対し同様の確認を行った上、その結果を企画情報課検疫所業務管理室を通じて当室まで報告されるようお願いいたします。

記

1. 製造者名等

- (1) 製造者名 : Peanut Corporation of America
- (2) 製造所名 : Blakely, Georgia processing facility

2. 回収対象製品

- (1) 品目名 : ピーナッツバター、ピーナッツペースト、ピーナッツミール、ピーナッツグラニューール、及びドライ又はローストピーナッツ
- (2) 製造年月日等 : 2007年1月以降に製造され、ロット番号が7、8又は9で始まるもの

3. 上記以外の製造者の製品の回収情報

<http://www.accessdata.fda.gov/scripts/peanutbutterrecall/index.cfm>